

三重県建設工事発注標準策定要領

(目的)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事の適正な施行を確保するため、競争入札に係る発注標準の策定について必要な事項を定める。

(対象業種等)

第2条 対象業種は次の各号に掲げる建設工事とし、対象者は入札参加資格者（三重県建設工事執行規則《昭和39年三重県規則第16号》第4条の規定により、入札参加資格者名簿に登載された者をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 土木工事業
- (2) 建築工事業
- (3) 電気工事業
- (4) 管工事業
- (5) ほ装工事業
- (6) 造園工事業

(発注区分)

第3条 発注区分は、請負設計金額に応じ建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評点に技術等評価点数（工事成績、資格（指名）停止並びにISO14001の認証取得、ISO9000sの認証取得、契約後VE制度提案採用件数による割増）を算入した総合点と1級技術者数により、次の方法により行うものとする。

- (1) 土木工事業及び建築工事業は、3段階に区分する。
 - (2) 電気工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業は、2段階に区分する。
- 2 前項の経営事項評価点数の対象となる審査基準日は、発注標準策定の前々年10月1日から前年9月30日までとする。
- 3 第1項の区分に対応する請負設計金額及び総合点等は、三重県公共事業総合推進本部で決定する。
- 4 1級技術者の格付要件については、「県工事発注にかかる格付けのための技術者要件」調査により、認定基準日（毎年11月1日）の半年前から継続して雇用関係にあるとして認定を受けたものとする。

(経常建設共同企業体の取扱い)

第4条 経常建設共同企業体の取扱いは前2条に準じて行う。ただし、この場合における総合点は次の各号に定めるとおりとする。

(ア) 経営事項評価点数の算定は、法第27条の23第3項に基づく平成6年建設省告示第1461号（平成6年6月8日）及び「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成18年7月7日付け国土交通省国総

建第129号)に準じて行うものとし、各審査項目については次のとおり取り扱うものとする。

- イ 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員数のそれぞれの和を用いて行うものとする。
 - ロ 経営状況は、各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。(小数点以下四捨五入)
 - ハ 技術力は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。
 - ニ その他の審査項目(社会性)は、各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。(小数点以下四捨五入)
- (2) 経営事項評価点数は、前号に基づき算定された数値を当該共同企業体の構成員の数によって、別表に基づき調整した数値とする。
- (3) 技術等評価点数の算定は、次のとおり取り扱うものとする。
- 工事成績による配点は各構成員の平均値(工事成績のない構成員は、65点と扱う)を、資格(指名)停止による減点は各構成員の停止期間の和を用いて行うものとする。
- なお、ISO14001及びISO9000sの認証取得については、各構成員の和を用いて行うものとする。

(新規入札参加資格者等の取扱い)

- 第5条 新規に入札参加資格者となったもの(工事の業種追加を含む。)があるときは、その都度第3条第1項及び第2項を適用する。ただし、対象となる業種の経営事項審査を受審していない者の経営事項評価点数は最低点として取り扱うものとする。
- 2 合併及び分割その他組織変更を行った法人で、通達等の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあっては、当該法人の審査基準日は、第3条第2項の規定にかかわらず通達等に定める合併等の期日とする。
 - 3 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく手続開始又は手続開始の申立てがなされている場合で、通達等の規定に基づき経営事項審査を受審したのち一般(指名)競争入札参加資格の再審査の認定を受けた場合にあっては、当該法人等の審査基準日は、第3条第2項の規定にかかわらず通達等に定める審査基準日とする。

(発注標準の策定)

第6条 発注標準の策定は三重県公共事業総合推進本部において行う。

(発注標準の有効期間)

第7条 発注標準は原則として毎年策定するものとし、その有効期間は発注標準の施行された日から次期発注標準の施行される日の前日までとする。

(発注標準の公表)

第8条 発注標準は公表するものとする。

2 この要領で策定された入札参加者の総合点、区分等については、公表するものとする。

付 則

1 この要領は平成8年4月15日から施行する。

2 三重県建設工事入札指名資格者格付要領(昭和56年度制定)は廃止する。

3 この要領は平成10年4月14日から施行する。

付 則

この要領は平成11年6月1日から施行する。

付 則

この要領は平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要領は平成13年6月1日から施行する。

付 則

この要領は平成14年6月1日から施行する。ただし、ISO14001の認証取得関係は、平成14年10月1日からの施行とする。

付 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

付 則

この要領は平成16年6月1日から施行する。

付 則

この要領は平成17年6月1日から施行する。

付 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は平成20年6月1日から施行する。

別 表

構 成 員	調整率(%)
2	100
3	100